

良質な集合住宅の供給と住環境の形成に向けた取組について

1 趣旨

区内の住宅や人口が増加する中、多様化している住まいニーズに的確に対応するため、本区における集合住宅を対象として、家族向け住戸の供給を誘導し、将来に向けて良質な住宅ストックの形成を図る必要がある。

あわせて、近年の生活様式の変化を踏まえ、集合住宅における建築に関する基準を整備するとともに、集合住宅及び集合住宅以外の建築物に関して、条例と要綱に分かれていた既存の建築に関する基準を条例に集約し、適切な運用に取り組む必要がある。

以上のことから、良質で快適に暮らせる住環境の形成に向け、条例を改正するものである。

2 条例の改正内容

(1) 家族向け住戸の拡充

集合住宅の家族向け住戸の設置に関する基準を見直すことにより、50㎡以上の住戸のストック形成を図る。

	現行	見直し案
(1)総戸数 15～29 戸の場合	40㎡以上の住戸を 総戸数の1/3以上確保	40㎡以上の住戸を 総戸数の1/3以上確保
(2)総戸数 30～49 戸の場合		40㎡以上の住戸を 総戸数の1/3以上確保 かつそのうち50㎡以上の住戸を 総戸数の1/9以上確保
(3)総戸数 50～99 戸の場合	40㎡以上の住戸を 総戸数の1/3以上確保 かつそのうち50㎡以上の住戸を 総戸数の1/9以上確保	40㎡以上の住戸を 総戸数の1/3以上確保 かつそのうち50㎡以上の住戸を 総戸数の1/6以上確保
(4)総戸数 100 戸以上または 高さ50mを超える場合	総戸数の1/2以上を40㎡以上の 住戸とし、かつ、そのうち総戸数 の1/4以上を50㎡以上の住戸と し、かつそのうち総戸数の1/20 以上を75㎡以上確保	変更なし

(2) 生活様式の変化等を踏まえた新たな基準の整備

近年の生活様式の変化や防災対策の状況を踏まえ、集合住宅における建築に関する基準のうち、次に掲げる事項を条例及び施行規則に規定する。

- ・子育て世帯等の自転車利用実態を踏まえた駐輪場の確保
- ・再配達削減を目的とした宅配ボックスの設置
- ・災害時の初動対応力確保を目的とした防災備蓄倉庫の設置

	現行	見直し案
駐輪場	総戸数と同等以上の台数を設置	総戸数と同等以上の台数かつ、当該集合住宅の50㎡以上の住戸数の1/5台以上の平置き式の自転車駐車を設置
宅配ボックス	—	総戸数の10分の1に相当する数以上を設置
防災備蓄倉庫	—	総戸数が15戸以上の場合は3㎡以上、総戸数が50戸以上の場合は5㎡以上を設置

(3) 基準の整理・集約による適切な運用

これまで、集合住宅に関する基準については本条例により、集合住宅以外の大規模建築物に関する基準については大規模建築物建築指導要綱により、それぞれ運用してきた。

本改正では、集合住宅以外の大規模建築物に関する基準について、要綱による運用を見直し、条例に位置付ける。

これに伴い、大規模建築物建築指導要綱は廃止する。

3 周知

区公式ホームページ、窓口でのチラシ配布、建築関係団体へ案内送付

4 改正する条例

東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例

5 今後の予定

令和8年10月1日 改正条例施行

第33号議案 東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>東京都台東区集合住宅<u>及び大規模建築物</u>の建築及び管理に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、集合住宅<u>及び大規模建築物</u>の建築及び管理に関し基本的事項を定めることにより、<u>調和のとれた安全で住みよい生活環境の維持及び向上を図るとともに、良好な市街地環境及び快適な住環境の形成に資することを目的とする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 集合住宅 住戸の数が10以上の下宿、共同住宅又は寄宿舍<u>(以下「下宿等」という。)</u>(その他の用途を併用する場合を含む。)の用途に供する建築物<u>であって、複合建築物に当たらないもの</u>をいう。</p> <p><u>(2) 大規模建築物 敷地面積が300平方メートル以上で、かつ、台東区規則(以下「規則」という。)で定める規模以上の建築物(次に掲げるものを除く。)をいう。</u></p> <p><u>ア 下宿等の用途のみに供する建築物</u></p> <p><u>イ 下宿等の用途に供する部分及び規則で定める規模未満の下宿等以外の用途に供する部分を有する建築物</u></p> <p><u>ウ 規則で定める公益施設</u></p> <p><u>エ 戸建住宅の用途に供する建築物</u></p> <p><u>オ 複合建築物</u></p> <p><u>(3) 複合建築物 敷地面積が300平方メートル以上で、かつ、規則で定める規模以上の建築物であって、次のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 住戸の数が10以上の下宿等の用途に供する部分を有するもの</u></p>	<p>東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、集合住宅の建築及び管理に関し基本的事項を定めることにより、<u>良好な住環境の形成に資することを目的とする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 集合住宅 住戸の数が10以上の下宿、共同住宅又は寄宿舍(その他の用途を併用する場合を含む。)の用途に供する建築物をいう。</p> <p>(新設)</p>

イ 規則で定める規模以上の下宿等以外の用途に供する部分を有するもの。ただし、前号ウ及びエに掲げるものを除く。

(4) 集合住宅等 集合住宅、大規模建築物及び複合建築物をいう。

(5) (略)

(6) 建築主 集合住宅等の建築に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(7) 所有者 集合住宅等の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者を含む。）をいう。

(8) 所有者等 所有者及び所有者から委託を受けて集合住宅等の管理を行う者をいう。

(適用の範囲)

第3条 (略)

(1) 集合住宅等を建築する場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築及び当該建築後の管理

(2) 建築物を増築し、改築し、又は建築物の用途の変更（以下「増築等」という。）をすることにより当該増築等後の建築物が集合住宅等に該当することとなる場合における当該増築等（規則で定める場合を除く。）及び当該増築等後の管理

2 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を受けることによって同一敷地内にあるとみなされる2以上の建築物が、一の建築物とみなされることにより1つの集合住宅等に該当することとなる場合における当該一の建築物とみなされる2以上の建築物の建築（規則で定める場合

(新設)

(2) (略)

(3) 建築主 集合住宅の建築に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(4) 所有者 集合住宅の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者を含む。以下同じ。）をいう。

(適用の範囲)

第3条 (略)

(1) 集合住宅を建築する場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築及び当該建築後の管理

(2) 建築物を増築し、改築し、又は建築物の用途の変更（以下「増築等」という。）をすることにより当該増築等後の建築物が集合住宅に該当することとなる場合における当該増築等（台東区規則（以下「規則」という。））で定める場合を除く。）及び当該増築等後の管理

2 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定による認定を受けることによって同一敷地内にあるとみなされる2以上の建築物が、一の建築物とみなされることにより1つの集合住宅に該当することとなる場合における当該一の建築物とみなされる2以上の建築物の建築（規則で定める場合を

を除く。)及び当該建築後の管理については、当該2以上の建築物を一の建築物とみなして、この条例を適用する。

(適用除外)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、法第85条に規定する仮設建築物及び法第87条の3に規定する建築物については、この条例の規定は、適用しない。

(区長の責務)

第4条 区長は、この条例の目的を達成するため、建築主及び所有者等の理解と協力の下に、集合住宅等の建築及び当該建築後の管理について適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

(建築主及び所有者等の責務)

第5条 建築主及び所有者等は、集合住宅等の建築及び当該建築後の管理に当たり、周辺環境への影響に配慮し、円滑な近隣関係の維持に努めなければならない。

(建築計画の届出及び協議)

第6条 東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成12年3月台東区条例第19号。以下「区条例」という。)又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年東京都条例第64号。以下「都条例」という。)の適用を受ける集合住宅等の建築をしようとする建築主は、区条例第6条第1項の規定による標識の設置又は都条例第5条第1項の規定による標識の設置をする日の前日までに、規則で定める建築計画書を区長に届け出て、協議しなければならない。

を除く。)及び当該建築後の管理については、当該2以上の建築物を一の建築物とみなして、この条例を適用する。

(新設)

(区長の責務)

第4条 区長は、この条例の目的を達成するため、建築主及び所有者の理解と協力の下に、集合住宅の建築及び当該建築後の管理について適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

(建築主及び所有者の責務)

第5条 建築主及び所有者は、集合住宅の建築及び当該建築後の管理に当たり、周辺環境への影響に配慮し、円滑な近隣関係の維持に努めなければならない。

(建築計画の届出及び協議)

第6条 東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成12年3月台東区条例第19号。以下「区条例」という。)又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年東京都条例第64号。以下「都条例」という。)の適用を受ける集合住宅の建築をしようとする建築主は、区条例第6条第1項の規定による標識の設置又は都条例第5条第1項の規定による標識の設置をする日の前日までに、規則で定める建築計画書を区長に届け出て、協議しなければならない。

2 前項の集合住宅等以外の集合住宅等の建築をしようとする建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとする日の15日前までに、建築計画書を区長に届け出て、協議しなければならない。

(1)~(3) (略)

3 (略)

(住戸専用面積)

第8条 集合住宅又は複合建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築物の1住戸の専用面積を25平方メートル以上となるようにしなければならない。

(駐車施設の設置)

第9条 集合住宅又は複合建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、自動車の駐車のための施設並びに自動二輪車及び原動機付自転車の駐車のための施設を設置するよう努めなければならない。

2 集合住宅又は複合建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、自転車の駐車のための施設を設置しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する大規模建築物又は複合建築物（規則で定める床面積以上の建築物に限る。）の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、自転車の駐車のための施設を設置しなければならない。

(1) 小売店又は飲食店

(2) 銀行その他の金融機関

(3) 遊技場

(廃棄物保管場所の設置)

第10条 次の各号のいずれかに該当する建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築

2 前項の集合住宅以外の集合住宅の建築をしようとする建築主は、次の各号のいずれかの行為を行おうとする日の15日前までに、建築計画書を区長に届け出て、協議しなければならない。

(1)~(3) (略)

3 (略)

(住戸専用面積)

第8条 集合住宅の建築をしようとする建築主は、当該建築物の1住戸の専用面積を25平方メートル以上となるようにしなければならない。

(駐車施設の設置)

第9条 集合住宅の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、自動車の駐車のための施設並びに自動二輪車及び原動機付自転車の駐車のための施設を設置するよう努めなければならない。

2 集合住宅の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、自転車の駐車のための施設を設置しなければならない。

(新設)

(廃棄物保管場所の設置)

第10条 集合住宅の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で

物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、廃棄物保管場所を設置しなければならない。

(1) 集合住宅

(2) 下宿等以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の大規模建築物

(3) 複合建築物

(空地の確保)

第11条 200平方メートル以上の敷地において集合住宅等の建築をしようとする建築主は、当該建築物の敷地内に、規則で定めるところにより、空地を確保しなければならない。

(壁面等の後退)

第11条の2 200平方メートル以上の敷地において集合住宅又は複合建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離を50センチメートル以上確保するよう努めなければならない。

(集会室の設置)

第12条 集合住宅であって、住戸の数が50以上のもの（以下「大規模集合住宅」という。）又は複合建築物であって、住戸の数が50以上のものの建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める面積以上の集会室を設置しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(雨水対策)

第13条 大規模集合住宅、大規模建築物又は

定めるところにより、廃棄物保管場所を設置しなければならない。

(空地の確保)

第11条 200平方メートル以上の敷地において集合住宅の建築をしようとする建築主は、当該建築物の敷地内に、規則で定めるところにより、空地を確保しなければならない。

(壁面等の後退)

第11条の2 200平方メートル以上の敷地において集合住宅の建築をしようとする建築主は、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離を50センチメートル以上確保するよう努めなければならない。

(集会室の設置)

第12条 集合住宅であって、住戸の数が50以上のもの（以下「大規模集合住宅」という。）の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める面積以上の集会室を設置しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(雨水対策)

第13条 大規模集合住宅の建築をしようとする

複合建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める雨水の河川等への流出を抑制するための施設を整備するよう努めなければならない。

(宅配ボックスの設置)

第14条 集合住宅又は複合建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、宅配ボックスを設置しなければならない。

(防災備蓄倉庫の設置)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、防災備蓄倉庫を設置しなければならない。

- (1) 住戸の数が15以上の集合住宅
- (2) 大規模建築物
- (3) 複合建築物

(防火水槽の設置)

第15条 大規模集合住宅、大規模建築物又は複合建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築物を管轄する消防署と協議し、当該建築物又はその敷地内に、必要に応じて防火水槽を設置するよう努めなければならない。

(バリアフリーに配慮した住戸の設置)

第16条 集合住宅であって、住戸の数が15以上のもの又は複合建築物であって、住戸の数が15以上のものの建築をしようとする建築主は、当該建築物の住戸の総戸数の5分の1（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上の住戸に、規則で定めるバリ

る建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める雨水の河川等への流出を抑制するための施設を整備するよう努めなければならない。

(省エネルギー対策)

第14条 大規模集合住宅の建築をしようとする建築主は、当該建築物に、規則で定めるところにより、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(防火水槽の設置)

第15条 大規模集合住宅の建築をしようとする建築主は、当該大規模集合住宅を管轄する消防署と協議し、当該建築物又はその敷地内に、必要に応じて防火水槽を設置するよう努めなければならない。

(高齢者の利用に配慮した住戸の設置)

第16条 集合住宅であって、住戸の数が15以上のものの建築をしようとする建築主は、当該集合住宅の住戸の総戸数の5分の1（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上の住戸に、次に掲げる措置を講じなければならない。

アフリーに配慮した措置を講じなければならない。
ない。

(削除)

(削除)

(家族向け住戸の設置)

第17条 集合住宅であって、住戸の数が15以上のもの又は複合建築物であって、住戸の数が15以上のものの建築をしようとする建築主は、当該建築物の住戸の総戸数及び高さに応じ、別表に定める専用面積及び数の住戸を、家族向け住戸として設置しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(管理人室の設置)

第18条 集合住宅又は複合建築物の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、管理人室を設置しなければならない。

(管理に関する基準)

第19条 所有者は、集合住宅等の管理に当たり、管理人を定め、規則で定めるところにより、緊急時の連絡先等の事項を記載した表示板を設置しなければならない。

2 所有者等は、集合住宅又は複合建築物（下宿等の用途に供する部分に限る。次項及び次条において同じ。）の管理に当たり、規則で定める当該建築物の入居者の遵守事項を記載した管理規約等を作成するよう努めなければならない。

3 所有者等は、集合住宅又は複合建築物の管理に当たり、規則で定めるところにより、管理人を駐在させるよう努めなければならない。

(1) 管理人室への連絡のための通報設備の設置

(2) 手すりの設置その他の規則で定める高齢者の利用に配慮した措置

(家族向け住戸の設置)

第17条 集合住宅であって、住戸の数が15以上のものの建築をしようとする建築主は、当該建築物に、当該集合住宅の住戸の総戸数及び高さに応じ、別表に定める専用面積及び数の住戸を、家族向け住戸として設置しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(管理人室の設置)

第18条 集合住宅の建築をしようとする建築主は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、管理人室を設置しなければならない。

(管理に関する基準)

第19条 所有者は、集合住宅の管理に当たり、管理人を定め、規則で定めるところにより、緊急時の連絡先等の事項を記載した表示板を設置しなければならない。

2 所有者は、集合住宅の管理に当たり、規則で定める当該集合住宅の入居者の遵守事項を記載した管理規約等を作成するよう努めなければならない。

3 所有者は、集合住宅の管理に当たり、規則で定めるところにより、管理人を駐在させるよう努めなければならない。

(町会等への加入に関する協力)

第19条の2 建築主等又は所有者等は、集合住宅又は複合建築物の入居者の町会又は自治会への加入に関し、規則で定めるところにより、必要な協力をを行うよう努めなければならない。

(工事の完了の届出等)

第20条 建築主等は、集合住宅等の建築に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出の内容が集合住宅等に係る第6条第1項若しくは第2項の規定による建築計画書又は第7条の規定による計画変更書の内容と適合していないと認めるときは、当該建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(報告の徴収)

第21条 区長は、必要があると認めるときは、建築主等及び所有者等に対し、集合住宅等の建築又は当該建築後の管理に関し必要な報告を求めることができる。

別表(第17条関係)

区分	家族向け住戸の専用面積及び数
総戸数が <u>15以上30未満で、かつ、高さが40メートル以下の集合住宅又は複合建築物</u>	専用面積が40平方メートル以上の住戸を総戸数の3分の1に相当する数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)以上設置すること。

(町会等への加入に関する協力)

第19条の2 建築主等又は所有者は、集合住宅の入居者の町会又は自治会への加入に関し、規則で定めるところにより、必要な協力をを行うよう努めなければならない。

(工事の完了の届出等)

第20条 建築主等は、集合住宅の建築に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出の内容が集合住宅に係る第6条第1項若しくは第2項の規定による建築計画書又は第7条の規定による計画変更書の内容と適合していないと認めるときは、当該建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(報告の徴収)

第21条 区長は、必要があると認めるときは、建築主等及び所有者に対し、集合住宅の建築又は当該建築後の管理に関し必要な報告を求めることができる。

別表(第17条関係)

区分	家族向け住戸の専用面積及び数
総戸数が <u>15以上50未満で、かつ、高さが40メートル以下の集合住宅</u>	専用面積が40平方メートル以上の住戸を総戸数の3分の1に相当する数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)以上設置すること。

<p>総戸数が30以上50未満で、かつ、高さが40メートル以下の集合住宅又は複合建築物</p>	<p>専用面積が50平方メートル以上の住戸を総戸数の9分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上、かつ、専用面積が40平方メートル以上の住戸を総戸数の3分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上設置すること。</p>	<p>(新設)</p>	
<p>総戸数が15以上50未満で、かつ、高さが40メートルを超え50メートル以下の集合住宅若しくは複合建築物又は総戸数が50以上100未満で、かつ、高さが50メートル以下の集合住宅若しくは複合建築物</p>	<p>専用面積が50平方メートル以上の住戸を総戸数の6分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上、かつ、専用面積が40平方メートル以上の住戸を総戸数の3分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上設置すること。</p>	<p>総戸数が15以上50未満で、かつ、高さが40メートルを超え50メートル以下の集合住宅又は総戸数が50以上100未満で、かつ、高さが50メートル以下の集合住宅</p>	<p>専用面積が50平方メートル以上の住戸を総戸数の9分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上、かつ、専用面積が40平方メートル以上の住戸を総戸数の3分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上設置すること。</p>
<p>総戸数が100以上の集合住宅若しくは複合建築物又は高さが50メートルを超える集合住宅若しくは複合建築物</p>	<p>専用面積が75平方メートル以上の住戸を総戸数の20分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上、かつ、専用面積が50平方メートル以上の住戸を総戸数の4分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上、かつ、専用面</p>	<p>総戸数が100以上の集合住宅又は高さが50メートルを超える集合住宅</p>	<p>専用面積が75平方メートル以上の住戸を総戸数の20分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上、かつ、専用面積が50平方メートル以上の住戸を総戸数の4分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上、かつ、専用面</p>

	<p>積が40平方メートル以上の住戸を総戸数の2分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上設置すること。</p>		<p>積が40平方メートル以上の住戸を総戸数の2分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以上設置すること。</p>
--	--	--	--

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正後の東京都台東区集合住宅及び大規模建築物の建築及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2号に規定する大規模建築物のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に規定する高度利用地区、同項第4号に規定する特定街区及び同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区を定める地区計画並びに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例の適用を受ける大規模建築物並びに都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する区域内に建築する大規模建築物並びに法第18条第2項及び第4項に規定する国の機関の長等が建築する大規模建築物については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して1年を経過した日までの間は、新条例の規定は、適用しない。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例の規定に基づき届け出た建築計画書に係る集合住宅のうち、東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成12年3月台東区条例第19号。以下「区条例」という。）又は東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号。以下「都条例」という。）の適用を受ける集合住宅にあっては、施行日から60日を経過した日以前に区条例第6条第1項の規定による標識の設置又は都条例第5条第1項の規定による標識の設置を行うもの（区条例又は都条例の適用を受けない集合住宅にあっては、施行日から60日を経過した日以前に次の各号のいずれかの行為を行うもの）については、なお従前の例による。
 - （1） 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請
 - （2） 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるための書類の提出
 - （3） 法第18条第2項又は第4項（これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知
- 4 施行日前に東京都台東区大規模建築物建築指導要綱（平成3年11月15日付台建建発第84号）

の規定に基づき届け出た事前協議書に係る大規模建築物のうち、区条例又は都条例の適用を受ける大規模建築物にあつては、施行日から60日を経過した日以前に区条例第6条第1項の規定による標識の設置又は都条例第5条第1項の規定による標識の設置を行うもの（区条例又は都条例の適用を受けない大規模建築物にあつては、施行日から60日を経過した日以前に次の各号のいずれかの行為を行うもの）については、新条例の規定は、適用しない。

(1) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請

(2) 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるための書類の提出

(3) 法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知

（東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例の一部改正）

5 東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例（平成26年6月台東区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「集合住宅」の次に「及び大規模建築物」を加える。

東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例
の一部改正 新旧対照表（付則第5項による改正）

改 正 案	現 行
<p>（手続の前置）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>（1） 東京都台東区集合住宅 <u>及び大規模建築物</u>の建築及び管理に関する条例（平成17年3月台東区条例第3号）第6条第1項の規定による届出</p> <p>（2）～（4） （略）</p>	<p>（手続の前置）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>（1） 東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成17年3月台東区条例第3号）第6条第1項の規定による届出</p> <p>（2）～（4） （略）</p>